相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良市柴屋町一七九番地、最後の住所京都市伏見区淀新町一一二番地の一九

被相続人　亡　川原　安子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

京都市伏見区深草大亀谷内膳町一九

相続財産管理人　司法書士　福井　政邦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市下京区綾小路通御幸町西入足袋屋町三二四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　篠本　延子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

事務所京都市中京区御幸町通竹屋町下ル東側関東屋ビル二階

相続財産管理人　弁護士　中田　政義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市此花区西九条一丁目一四番地、最後の住所大阪市此花区伝法三丁目一〇番一号

被相続人　亡　山田　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階

相続財産管理人　弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市大正区泉尾一丁目三八番、最後の住所大阪市大正区南恩加島三丁目八番一一号―一一〇一　被相続人　亡　大川　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階

相続財産管理人弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市栗栖七八七番地、最後の住所和歌山県和歌山市栗栖八一二番地

被相続人　亡　松房　節

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

和歌山県和歌山市四番丁三四番地Ｙ・Ｍ四番丁ビル二階

相続財産管理人　弁護士　西　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市八本松町吉川一六一七番地、最後の住所広島市東区温品二丁目二〇番三号

被相続人　亡　山本　榮曹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

事務所広島市中区東白島町一四番一五号ＮＴＴクレド白島ビル八階

相続財産管理人　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代郡氷川町中島三一五番地、最後の住所熊本県八代郡氷川町中島三六一番地

被相続人　亡　赤星　通子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

熊本県八代郡氷川町中島三一五番地

相続財産管理人　赤星　睦生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市北区植木町小野一〇二二番地五〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　正木　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

（旧住所）事務所熊本市南区江越一丁目二七番七号

（新住所）事務所熊本市東区月出一丁目七番四六号一Ｆ

相続財産管理人　司法書士　北田　晋哉

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年６月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①丸紅株式会社　②国土交通大臣(3)3303　③代表取締役社長　朝田照男　④東京都千代田区大手町１丁目４番２号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市中区錦二丁目２番２号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区大手町１丁目４番２号　丸紅株式会社　代表取締役社長　朝田照男

①伸弘設備株式会社　②静岡県知事(1)第13270号　③代表取締役　岩崎功　④静岡県三島市長伏631―1　⑤1000万円　⑥静岡県知事　⑦静岡県三島市長伏631―1　伸弘設備株式会社　代表取締役　岩崎功

平成二十四年六月十五日

墳墓等所在地　東京都品川区東大井三丁目一三番一号

墳墓等の名称　来福寺墓地

山内家　大半家　佐瀬家　大澤家　鈴木家　大坂屋家　多田家　小川家　榎本家　中田家　宝田家　滝澤家　加藤家　楠林家　黒田家　峰尾家　遠藤家

死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

改葬を行おうとする者　東京都品川区東大井三丁目一三番一号　宗教法人来福寺　住職　本多　隆法

無縁墳墓等改葬公告

公園整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年六月十五日

一、墳墓等所在地　岡山県総社市小寺四五二番地

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　岡山県総社市小寺二四一番地一　平田　進